

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所長期継続契約に関する規程

平成29年6月21日

規程第57号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）が行う契約のうち、契約期間が契約を締結する年度の翌年度以降にわたる契約（以下「長期継続契約」という。）を行う場合の必要な事項について定めるものとする。

(令元規程2・一部改正)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 法人は、次の各号に該当する契約を締結する場合には、長期継続契約を締結することができる。

- (1) 電気・ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約
- (2) 不動産の借入契約
- (3) 物品の借入契約で、長期継続契約を締結することが法人にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年4月1日から当該物品を確実に借り入れることが困難になるもの
- (4) 役務の提供を受ける契約で、長期継続契約を締結することが法人にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年4月1日から当該役務の提供を安定的に確保することが困難になるもの
- (5) 商慣習上暦年など年度末以外の時期までの契約が一般的であり、予算の執行上年度をまたがらなければ締結が困難になるもの

(令元規程2・一部改正)

(施行の細則)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年規程第2号・一部改正)

この規程は、令和元年7月17日から施行する。